

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年7月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500023 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500028 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 16 年 3 月 31 日から平成 16 年 4 月 1 日に訂正し、平成 16 年 3 月の標準報酬月額を 62 万円とすることが必要である。

平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険料の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 16 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、平成 16 年 3 月 31 日となっているが、同日まで勤務しており、翌日の平成 16 年 4 月 1 日から業務委託契約（週 3 日勤務）により同年 7 月 31 日まで勤務した。また、自身が保管している平成 16 年分給与所得の源泉徴収票では、同年 3 月分の社会保険料が控除されているため、平成 16 年 4 月 1 日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C 健康保険組合の記録により、請求者が A 社に平成 16 年 3 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

そして、A 社が保管する賃金台帳及び請求者から提出のあった平成 16 年分給与所得の源泉徴収票により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び源泉徴収票における厚生年金保険料控除額から 62 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の資格喪失年月日を平成 16 年 4 月 1 日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出後に資格喪失年月日を平成 16 年 3 月 31 日に訂正する届出を行い、厚生年金保険料について

も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500010号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500030号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における昭和61年10月1日から昭和62年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要であり、<別表>のとおりとする。

昭和61年10月1日から昭和62年6月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年10月から昭和62年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年9月16日から昭和62年6月1日まで

請求期間におけるねんきん定期便に記載されている保険料控除額が、A社からの給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額よりも低い金額になっている。給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち昭和61年10月1日から昭和62年6月1日までの期間については、請求者が保管する給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）を超える報酬月額（昭和61年10月は26万4,689円、昭和61年11月は31万3,970円、昭和61年12月は33万4,652円、昭和62年1月は24万6,827円、昭和62年2月は108万3,483円、昭和62年3月は35万5,673円、昭和62年4月は31万3,875円、昭和62年5月は33万1,551円）の支払いを受け、このうち昭和61年10月及び昭和62年1月は、報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和61年10月は26万円、昭和62年1月は24万円）より高い標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料（1万8,600円）を事業主により給与から控除されていたことが認められ、昭和61年11月、昭和61年12月及び昭和62年2月から同年5月までの期間は、報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和61年11月は32万円、昭和61年12月は34万円、昭和62年2月は47万円、昭和62年3月は36万円、昭和62年4月は32万円、昭和62年5月は34万円）より低い標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料（1万8,600円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間のうち昭和61年10月1日から昭和62年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から別表>のとおり訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち昭和 61 年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額（24 万 4,317 円）に見合う標準報酬月額（24 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 1,160 円）に見合う標準報酬月額（18 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19 万円）より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 5 月までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を記載した厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

＜別表＞

被保険者月	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
昭和 61 年 10 月	19 万円	26 万円
昭和 61 年 11 月及び昭和 61 年 12 月	19 万円	30 万円
昭和 62 年 1 月	19 万円	24 万円
昭和 62 年 2 月から昭和 62 年 5 月まで	19 万円	30 万円

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500017 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500031 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、36 万円から 41 万円とする。

平成 17 年 1 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 事業所の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（36 万円）の記録が、B 厚生年金基金の当該期間に係る標準給与月額（41 万円）の記録と相違しているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 36 万円と記録されているが、B 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員給与月額変更届及び加入員適用記録照会によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額について、平成 17 年 10 月に届出がされ、同年 1 月 1 日から 41 万円に改定されていることが確認できる。

また、A 事業所及び B 厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式であった。」と陳述しており、同事業所は、「当該基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出したはずである。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は 41 万円であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500018 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500032 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、36 万円から 41 万円とする。

平成 17 年 1 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 事業所の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（36 万円）の記録が、B 厚生年金基金の当該期間に係る標準給与月額（41 万円）の記録と相違しているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 36 万円と記録されているが、B 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員給与月額変更届及び加入員適用記録照会によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額について、平成 17 年 10 月に届出がされ、同年 1 月 1 日から 41 万円に改定されていることが確認できる。

また、A 事業所及び B 厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式であった。」と陳述しており、同事業所は、「当該基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出したはずである。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は 41 万円であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500086 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500005 号

第1 結論

昭和 53 年 1 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 1 月から昭和 55 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 2 月に、当時居住していた市の支所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額等の記憶は無いが、私が妻が、夫婦二人分と一緒に市の支所又は農協の支店で納付していた。私の請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を昭和 53 年 2 月に、妻と一緒に行ったと主張しているが、請求者及びその妻の国民年金の加入手続が行われた時期は、それぞれの国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、それぞれ昭和 55 年 6 月頃及び昭和 53 年 3 月頃と推認されることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、自身又は妻が夫婦二人分と一緒に居住していた市の支所又は金融機関の支店で納付したと主張しているが、請求者は、保険料の納付時期及び納付金額等を覚えておらず、その妻も保険料の納付についての具体的な記憶が無いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される請求者の国民年金の加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料については、第 3 回特例納付及び過年度納付により納付するほかないが、請求者は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている上、請求者が納付したと主張する市の支所又は金融機関の支店では、制度上、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を現年度納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住している請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500102 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500006 号

第1 結論

昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 5 月まで

私の国民年金への切替に伴う加入手続及び保険料の納付について、これまでずっと母親が行ってきた。請求期間の国民年金保険料については、母親から、送られてきた納付書でまとめて納めたと聞いている。これまで厚生年金保険に加入していなければ、国民年金保険料を納付しているはずであり、当該期間が未加入で未納ということに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者の国民年金保険料を納付していたとするその母親も、請求期間の請求者の国民年金の加入手続並びに保険料の納付時期及び納付場所等について記憶していないことから、請求者の請求期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間については、請求者が所持している年金手帳、請求者が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、昭和 59 年 8 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和 60 年 6 月 1 日に同資格を再度取得していることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）もなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500083 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500007 号

第 1 結論

昭和 51 年 7 月から昭和 52 年 7 月までの請求期間、昭和 52 年 12 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間及び昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から昭和 52 年 7 月まで
② 昭和 52 年 12 月から昭和 53 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 5 月まで

私は昭和 51 年 7 月に会社を辞めたため、すぐに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、請求期間①及び②の国民年金保険料については、昭和 55 年 4 月に共済組合に加入するまで、当時同居していた兄と一緒に、毎月、自宅に来ていた集金人に各自の分をそれぞれ納付していた。請求期間③の保険料については、昭和 59 年 4 月に共済組合を辞めた際、区役所の出張所で国民年金への再加入手続を行い、兄と共に、請求期間①及び②の保険料と同様の方法で納付した。一緒に保険料を納付していた兄の納付記録は納付済みとなっているのだから、私の納付記録もあるはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 51 年 7 月頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 52 年 7 月頃と推認されることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、昭和 55 年 4 月に共済組合に加入するまで、当時同居していた兄と一緒に、毎月、自宅に来ていた集金人に各自の分をそれぞれ納付していたと主張しているが、請求期間①については、i) 前述の推認される請求者の加入手続時点において、当該期間の過半は、国民年金保険料を過年度納付により納付するほかないが、制度上、集金人に保険料を過年度納付することができないこと、ii) 請求者は、当該期間の保険料を遡って納付した覚えはないとしていること、iii) 請求者の主張のとおり請求期間①の保険料を納付するには、請求者に別の年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらないことから、請求内容と符合しない。請求期間②についても、i) 請求者と一緒に集金人にそれぞれの保険料を納付していたとする兄の当該期間の保険料は、過年度納付により納付されていることが兄の特殊台帳により確認できることから、兄が当該期間の保険料を集金人に納付していたとは考え難いこと、ii) 請求者の特殊台帳によると、請求

期間②直後の昭和 53 年度の摘要欄に「納付書送付」との記載があり、昭和 53 年 4 月、同年 5 月、同年 10 月及び同年 11 月の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、当該過年度納付書により当該期間の保険料が過年度納付されたものと推認されるが、請求期間②の昭和 52 年度の摘要欄にはそのような記載は確認できないこと、iii) 請求者は、当該期間の国民年金保険料を遡って納付した覚えはないとしていることから、請求内容と符合しない。

さらに、請求期間③について、請求者は、当該期間の保険料については、昭和 59 年 4 月に共済組合を辞めた際、区役所の出張所で国民年金への再加入手続を行い、兄と共に、請求期間①及び②の保険料と同様の方法で納付したと主張しているが、請求者が所持する年金手帳、当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の全てにおいて、共済組合に加入した昭和 55 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同共済組合を脱退後勤めていた会社を退職した昭和 61 年 4 月 1 日に同資格を取得するまでの間に、国民年金に再加入した形跡が見当たらないことから、請求者は、当該期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500100 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 21 年 7 月 1 日から昭和 24 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間における被保険者記録が無いが、私は、いとこの婚約者の紹介により A 社に入社し、昭和 21 年 7 月 1 日から昭和 24 年 5 月 30 日まで勤務した。同社は、初めて勤務した会社であり、受付係など庶務業務に従事していたことを記憶しているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び同僚の夫の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、請求者は、A 社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の記録において A 社の請求期間に係る適用事業所としての記録は確認できないほか、請求者が記憶する同社の所在地を管轄する法務局において当該期間に係る同社名での商業登記は確認できない。

また、請求者が一緒に勤務していたとする複数の同僚については、いずれも請求期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、請求者が記憶する事業主及び同僚から陳述を得ることができず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500006号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月1日から平成9年1月21日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないが、私は、平成元年10月から平成10年1月まで、派遣社員として継続してC社に勤務していた。途中で派遣元事業所がD社からA社に変わったが、私の業務内容や勤務場所が変わることはなかった。

調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳の写し及び複数の同僚の陳述から、請求者が、請求期間においてA社に在籍し、C社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者及び同僚の陳述から、請求者と同様、請求期間において、A社から派遣されC社に勤務していたと認められる複数の者が、いずれも請求期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、請求期間における厚生年金保険の取扱いについて当該複数の同僚に照会したものの、具体的な陳述を得ることはできなかった上、請求期間に係る給与明細書等を所持している者はいなかった。

さらに、B社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、請求者に係る給与関係書類等を確認することができない上、請求者も、請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。